除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示の一部を改正する告示について

令和８年２月２日
国土交通省住宅局

１．題名

除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示の一部を改正する告示

２．改正の趣旨

本告示は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第47号。以下「改正法」という。）の施行（令和８年４月１日）に当たって必要となる改正事項を措置するものです。

３．意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

４．意見公募を行わなかった理由

本件は、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第８号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

５．公布日・施行日

公布：令和８年２月２日
施行：令和８年４月１日

６．お問い合わせ先

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付
電話番号０３－５２５３－８１１１（内線３９９６３）

【参照条文】

○行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　（略）

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七　（略）

八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

○行政手続法施行令（平成６年政令第 265 号）（抄）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条　（略）

２　法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二　前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更